

退職年金等積立金申告書（第6号の2様式）記載の手引

愛 知 県

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等）所在地の県税事務所に1通を提出してください。

2 記載上の注意

- (1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その直前の単位（けた）に△印を付してください。
- (3) 各欄中、「000」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載します。また、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。

3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
3 「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
4 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。
5 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）…地方税法第23条第1項第4号の2イ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）…令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社…地方税法施行令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額
6 「道府県民税の申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。
7 「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 ①」	(1) 法人税の申告書（別表20）の12欄の金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑤欄の金額）を記載します。
8 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 ②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
9 「法人税割額 ①又は②×100 ③」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は①欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②欄の金額に税率を乗じて計算します。

欄	記載のしかた
10「③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額 ④」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税割額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)を提出した法人については、第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)の④欄の金額を限度とします。
11「この申告により納付すべき法人税割額 ③－④ ⑤」	③欄－④欄の計算結果を記載します。

＜愛知県における法人県民税法人税割の税率＞

区分 (注)		税率 % (平成 7. 9. 1 から令和 7. 8. 31 までに終了する事業年度)		
		平成 26. 9. 30 までに開始した事業年度	平成 26. 10. 1 から令和 1. 9. 30 までに開始する事業年度	令和 1. 10. 1 以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円以下	法人税額が年1,500万円超	5.8	4.0	1.8
	法人税額が年1,500万円以下	5.0	3.2	1.0
資本金の額又は出資金の額が1億円超	—	5.8	4.0	1.8
保険業法に規定する相互会社	—	5.8	4.0	1.8

(注)1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 法人税額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

上記表中に記載された金額 (1,500万円)	$\times \frac{\text{事業年度の月数}}{12}$	(この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。)
---------------------------	------------------------------------	--

(5.11)